

「租税回避」立証できず

IBM訴訟 国が完敗

巨大な企業グループ内での取引を「租税回避のため」とした国の主張を、東京地裁は9日、全面的に退けた。東京国税局が日本アイ・ピー・エム（IBM）グループに課した約1200億円の法人税を取り消した。グローバル展開する企業への課税の難しさを指摘する声もある。

▼1面参照

「日本だけでなく、アメリカでも取引の税負担を少なくできる、実に巧妙なスキーム（手法）だ」。IBMグループが考えた仕組みを、欧米の税制に詳しい40代の公認会計士はそう評する。今回の訴訟で原告となった日本IBMの持ち株会社「IBMエィ・ピー・ホールディングス」（APH）は、米IBM側が持っていた日本IBMの全株式を購入。APHは有限会社だ

が、日本の有限会社は米国の制度では米IBMの支店という扱いにできるため、企業内の取引として、巨額の株売買について米国では課税されなかった。会社などに関する二国間の取り扱いの違いを使い、両国で課税を避けることは「ハイブリッド・ミスマッチ取引」と呼ばれ、経済協力開発機構（OECD）の租税委員会でも対策が考えられている。IBMグルー

プの手法も、これに該当する可能性がある。国も、今回の裁判の過程でこうした実態を示し、IBM側が日米両国で課税を避けようとしたと主張。税

の公平性や国益の観点から見逃せないとして、敗訴の恐れがあっても課税に踏み切らざるを得ない問題事例と、印象づけようとした。一方でIBM側は、一つひとつの取引自体は合法的で、「租税回避の意図はなかったし、（節税は）結果に過ぎない」と反論。あくまで世界的な企業再編のための個別の取引だとして、「全体から見ると租税回避行為だ」と主張した国側と全面的に争い、裁判所もI

BMの主張を認めた。米国系法律事務所の弁護士は「日本の国税当局は、どんな手法なら合法かを明示せず、後からあいまいな根拠で『アウト』と言ってくる。敗訴は当然だ」と、IBM側の受け止めを代弁する。

ないと結論づけており国税の完敗と言っている判決。たとえ巨額の節税効果が生じたとしても、それぞれの取引が税法にのっとって行われ、それなりの経済的合理性があれば租税回避にあたらぬという、これまでの学説からみても常識的な判決で、驚きはない。結果的に多額の節税がなされたので、IBM側が専ら節税効果を狙ったという先入観に基づいて課税してしまった面もあるのではないかと

国際企業の 税務調査に壁

国は、なぜ敗訴したのか。今回と争点が似た税務訴訟で、インターネット検索大手ヤフーが、約186億円の追徴課税処分を取り消しを求めたものがある。東京地裁が今年3月、ヤフーの請求を棄却し、国側が勝訴した。今回とは逆に、グループ内での取引が「制度の乱用で租税回避行為」と判断された。一方、IBMのケースについ

米国は拒否なら罰則

て、複数の関係者は「この仕組みを考えたのは外国法人の米IBM。日本の国税局は海外で調査権限がなく、肝心の『租税回避の意図があったか』について十分に立証できなかったことが大きい」と口をそろえる。日本の法人であるヤフーとは、調査での証拠収集量に大きな差があったとの指摘だ。日米など先進各国の税務当局では、税務調査に関する情報交換が

は、税務調査に関する情報交換が迫れないのが実態だ。（中村信義）

BMの主張を認めた。米国系法律事務所の弁護士は「日本の国税当局は、どんな手法なら合法かを明示せず、後からあいまいな根拠で『アウト』と言ってくる。敗訴は当然だ」と、IBM側の受け止めを代弁する。